

令和6年12月23日

令和6年第12回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和6年第12回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和6年12月23日（月曜日）午後2時00分～午後3時24分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 岡田博史（教育長）

2番 岩田圭子

3番 藤宮志津子

4番 鈴木一徳

5番 新庄涼子

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

教育部長 田口茂夫

教育部参事兼
教育指導課長 石田玲奈

教育総務課長
兼学校施設更新等担当課長 加藤泰正

新校開設担当
課長 大野祐司

指導担当課長 俵宗次郎

青少年課長 越中洋

中央公民館長 伊藤智

中央図書館長 浴靖子

6. 書記

庶務係長 長瀬由美子

主事 濱仲あかね

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第32号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第33号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 5 第34号報告 学校給食についての答申について
- 第 6 第50号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則
- 第 7 第51号議案 東大和市教育委員会都費負担会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 8 その他報告事項
 - (1) 令和6年度東大和市学校給食費負担軽減助成金交付要綱（案）について
 - (2) 令和6年度東大和市食物アレルギー等学校給食費代替費補助金交付要綱（案）について
 - (3) 公民館におけるWi-Fiを活用した事業の展開と子どもの居場所づくりについて（答申）

◎開会の辞

○岡田教育長 では、時間になりました。ただいまから、令和6年第12回東大和市教育委員会定例会を開催します。

◎日程第1 会議録署名委員の指定

○岡田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、藤宮委員にお願いします。

○藤宮委員 はい。

○岡田教育長 ここで傍聴の許可について、お諮りします。本日の会議について、ただいま傍聴の許可願いは提出されていませんが、会議中に傍聴許可願いが提出された際、審議の支障のないようあらかじめ取扱いを確認させていただきます。傍聴許可願いが提出された場合に、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 異議ないものと認め、会議中に傍聴許可願いが提出された際、速やかに傍聴を許可します。

◎日程第2 教育長諸務報告

○岡田教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

11月22日金曜日、中央図書館谷川俊太郎さん追悼展示を鑑賞しました。

また同日、教育委員会定例会に出席しました。

11月23日土曜日、第35回市民スポーツレクリエーションフェスティバルを観覧しました。市民体育館では、スリッパ卓球やスポーツギア、武道の体験会などがありました。また、桜が丘フィールドでは、グランドゴルフやゲートボールなどが行われていたようです。皆さん楽しそうに活動されていました。

11月29日金曜日から12月18日水曜日まで、令和6年第4回市議会定例会に出席しました。

11月30日土曜日、東大和市総合福祉センターは～とふるまつりに出席しました。

12月1日日曜日、第58回東大和市ロードレース大会に出席しました。こちらは

私自身も走りまして、何とか完走することができました。応援していただきましてありがとうございます。その日は、天気もよく、大会新記録も4種目で出ました。

12月2日月曜日、給食試食会に出席しました。こちらは市議会の議員の皆様にも召し上がっていただきました。うまかんべえ～祭りで3位に入賞した東大和市内で栽培されたビーツを使ったコロッケでしたが、給食として初めてうまかんべえ～祭りのメニューが提供されまして、そちらを試食いたしました。大変おいしかったです。

12月9日月曜日、「税についての作文」・「税の標語」コンクールの表彰式に出席しました。

12月15日日曜日、第1回東大和市図書館を使った調べ学習コンクールの表彰式に出席しました。こちらは、今年初めて行った地域コンクールになります。表彰された方は、名前を伏せて審査をしましたが、偶然に双子の姉妹であったり、または学年が違う姉妹であったり、様々、兄弟などは影響し合い力を高め合っているのかと思うような表彰式がありました。また、次年度に、よりたくさんの応募があるとよいと思いました。

12月16日月曜日、東大和市学校給食センター運営委員会に出席しました。

以上です。

教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、御質疑等がありましたら御発言をお願いします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第32号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第3、第32号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第32号報告 事務の臨時代理の承認に

についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、令和6年度東大和市一般会計補正予算（第4号）であります。一般会計補正予算（第4号）は、令和6年第4回市議会定例会に、第73号議案として提出され、11月29日に原案どおり可決されていますが、前回の教育委員会定例会開催時点では、市長との予算の最終調整が終了していませんでした。その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付すことができず、令和6年11月25日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にて御報告を申し上げ、承認をお願いするものであります。

それでは、内容について御説明申し上げます。補正予算書につきまして御説明を申し上げます。補正予算書の5ページをお開きください。

初めに、第2表、債務負担行為補正であります。1の追加でありますが、体育施設等指定管理委託につきましては、期間を令和6年度から令和11年度までとし、限度額は5億6,191万円であります。

次に、3の廃止でありますが、第七小学校・第九小学校統合新校建設事業につきましては、スケジュールの延伸により契約締結が令和7年度になることから、債務負担行為を廃止するものであります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。9ページをお開きください。16款都支出金は2億3,835万3,000円の増額であります。2目都補助金は1億6,742万5,000円の増額であります。

11ページをお開きください。8目教育費都補助金は4,694万8,000円の増額、1節教育総務費補助金は2,606万7,000円の増額であります。1つ目の公立学校情報機器整備支援事業補助金は40万3,000円の増額でありますが、共同調達により1人1台端末の追加購入をすることに係る都補助金の計上であります。

2つ目のGIGAスクール運営支援センター整備支援事業補助金は208万円の増額であります。情報機器を活用するための支援体制整備に係る都補助金の計上であります。

3つ目の公立小・中学校特別支援教育推進補助金は573万円の減額及び6つ目の公立小・中学校インクルーシブ教育支援員配置補助金の949万4,000円の計上については、補助金の名称変更、補助内容の一部変更に伴う予算の組替え及び交付決定によるものであります。

4つ目のデジタル利活用支援員配置支援事業補助金は1,958万円の増額であります、当該支援員の配置に係る都補助金の計上であります。

5つ目の区市町村発達検査体制充実緊急支援事業補助金は24万円の増額であります、心理職等による検査体制に係る都補助金の計上であります。

5節保健体育費補助金は2,088万1,000円の増額であります、学校給食費の無償化に伴う公立学校給食費負担軽減事業補助金の増額であります。

3項委託金、6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は216万3,000円の増額であります、中学校の部活動における外部指導者配置支援事業補助金の交付決定に伴う増額であります。

以上のようにしまして、教育委員会各部署における歳入の補正予算額は、4,911万1,000円の増額であります。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

19ページをお開きください。2款総務費は1億4,510万8,000円の増額であります。1項総務管理費は1億2,954万8,000円の増額であります。

25ページをお開きください。11目文化振興費、1の市民会館運営費は158万9,000円の増額であります、老朽化に伴う雨水ろ過ポンプ及び防排煙設備ダンパーの取替工事費の計上であります。

29ページをお開きください。15目諸費は1,491万4,000円の増額であります。13の福祉関係返還金は149万2,000円の増額であります、補助金などの精算に伴う返還金の計上であります。

35ページをお開きください。3款民生費は8億985万2,000円の増額であります。

39ページをお開きください。2項児童福祉費は2億9,341万3,000円の増額であります。

45ページをお開きください。6目児童館費は77万1,000円の増額であります。2のならはし児童館運営費は13万2,000円の計上であります、備品購入費の計上であります。3のかみきただい児童館運営費は6万1,000円の増額、4のむこうはら児童館運営費は2万3,000円の増額、6のきよはら児童館運営費は55万5,000円の増額であります、それぞれ会計年度任用職員の職員手当等の増額であります。

65ページをお開きください。10款教育費は1億1,153万8,000円の減額であります。

す。 1 項教育総務費は144万3,000円の減額であります。 2 目事務局費は519万1,000円の減額であります。

2 の教育事務管理費は22万6,000円の増額であります、会計年度任用職員の職員手当等の増額であります。

3 目教育指導費は374万8,000円の増額であります。 1 の就学相談事業費は69万4,000円の増額であります、会計年度任用職員報酬等の増額であります。

67ページをお開きください。 7 の教職員人事・給与事務費は14万3,000円の増額であります、会計年度任用職員報酬等の増額であります。 8 の教育指導管理事務費は17万円の増額であります、郵便料の増額であります。 14 の情報教育推進事業費は71万3,000円の増額であります、会計年度任用職員の職員手当等の増額及びGIGAスクール端末の設定委託に要する経費の計上であります。 15 の学力・授業力向上推進事業費は202万8,000円の増額であります、会計年度任用職員報酬等の増額であります。

69ページをお開きください。 2 項小学校費は1億6,937万5,000円の減額であります。 1 目学校管理費、 1 の小学校運営費は705万3,000円の増額であります、老朽化に伴う施設修繕料の増額であります。 3 目特別支援学級費、 1 の小学校特別支援学級事業費は29万7,000円の増額であります、国の要領が改正されたことに伴う就学奨励費システム修正委託料の計上であります。 5 目学校建設費、 2 の第七小学校・第九小学校統合新校建設事業費は1億7,672万5,000円の減額であります、スケジュールの延伸による統合新校建設工事費の皆減であります。

3 項中学校費は2,321万9,000円の増額であります。 1 目学校管理費は2,295万5,000円の増額であります。 1 の中学校運営費は172万5,000円の増額であります、第二中学校体育館舞台幕の老朽化に伴う学校運営備品購入費の増額であります。 2 の中学校環境整備事業費は2,123万円の増額であります、屋上の既存防水の劣化による第三中学校校舎屋上防水改修工事費の計上であります。

71ページをお開きください。 3 目特別支援学級費、 1 の中学校特別支援学級事業費は26万4,000円の増額であります、国の要領が改正されたことに伴う就学奨励費システム修正委託料の計上であります。 4 項社会教育費は1,776万8,000円の減額であります。 2 目公民館費は84万5,000円の増額であります。 1 の中央公民館事業費は15万5,000円の増額、 2 の南街公民館事業費は4万円の増額であります。

ますが、会計年度任用職員の職員手当等の増額であります。

73ページをお開きください。3の狭山公民館事業費は42万9,000円の増額であります。4の蔵敷公民館事業費は3,000円の増額であります。会計年度任用職員報酬の増額であります。6の上北台公民館事業費は21万8,000円の増額であります。会計年度任用職員報酬の増額及びプロジェクト等の備品購入費の計上であります。3目図書館費、1の中央図書館管理費は188万5,000円の増額であります。会計年度任用職員の職員手当、光熱水費、屋内消火栓ホース及び煙感知器の老朽化による施設修繕料の増額であります。

75ページをお開きください。5項保健体育費は5,382万9,000円の増額であります。1目保健体育総務費は479万1,000円の減額であります。3のスポーツ振興事業費は51万6,000円の減額であります。市民体育大会に係る報償費の減額であります。2目体育施設費、1の体育施設運営費は800万円の増額であります。市民プール周辺の樹木に係る樹木伐採等委託料の計上であります。3目学校給食費は5,062万円の増額であります。

77ページをお開きください。2の学校給食センター運営費は51万円の増額であります。令和7年1月から学校給食費改定に向け開催する学校給食センター運営委員会委員報酬の増額等であります。3の学校給食費負担軽減事業費は5,176万6,000円の増額であります。令和7年1月から学校給食費無償化に伴う学校給食費負担軽減助成金の増額等であります。

以上のようにしまして、教育委員会各部署における歳出の補正予算額は、7,584万円の減額であります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑があれば御発言をお願いします。

金額が大きい七小・九小の件については令和7年度の当初予算で対応することになったようです。

ほか、気になるところなどはありませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第32号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第4 第33号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第4、第33号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第33号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和6年第3回教育委員会定例会において承認をいただきました令和6年度東大和市学校給食会計予算につきまして、学校給食費無償化の実施に伴い予算の補正が必要となりましたことから、令和6年12月2日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、本定例会において御報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

それでは、内容につきまして御説明します。

補正予算書の1ページを御覧ください。収入支出予算であります。収入であります、科目1給食費につきまして、5,172万6,000円を減額する一方、4市助成金につきまして同額を増額するものであります。これは、令和7年1月から学校給食費無償化を実施することに伴い、令和7年1月から3か月分に相当する1の給食費の額を減額し、4の市助成金を増額するものであります。なお、これによる収入及び支出の総額の増減はありません。

補正予算書の2ページを御覧ください。収入支出予算事項別明細書についてであります、収入科目1、給食費につきまして5,172万6,000円を減額し、4市助成金の3学校給食費負担軽減助成金につきまして同額を増額するものであります。市では、令和7年1月から、学校給食費の無償化を予定していますが、東京都の補助制度の拡大に伴い、令和6年第4回市議会定例会におきまして、学校給食費

負担軽減助成金を増額する補正予算案が可決されたことから、関連事務を進めるため、本件の措置をとったものであります。

なお、補正予算書3ページ以降におきましては、学校ごとの内訳などの詳細を記載していますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑があれば御発言をお願いします。

給食費無償化に伴う、給食費の減額についてですが、市の助成金を増額して減額分に充てるため、それによる収入支出の増減はないということかと思います。内容的にはよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第33号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第5 第34号報告 学校給食についての答申について

○岡田教育長 日程第5、第34号報告 学校給食についての答申について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第34号報告 学校給食についての答申についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

東大和市教育委員会から東大和市学校給食センター運営委員会に、学校給食について（諮問）につきまして、令和6年第10回東大和市教育委員会において御審議いただき、その後、令和6年11月12日付で同運営委員会に諮問したところであります。

このたび令和6年12月16日付で、同運営委員会から答申の提出がありましたこ

とから御報告するものであります。

それでは、内容につきまして、御説明申し上げます。資料を御覧ください。

まず、1の今後の学校給食の質の維持・向上に必要な学校給食費についてであります。本件について、東大和市学校給食センター運営委員会並びに運営委員会の下部組織であります専門部会で検討した結果、現在の学校給食の水準を確保するためには、現行の給食費から最低16%以上の改定が必要となること。なお、日額と月額の算定をより適切なものとするため、10円未満を切上げ、学校給食費を次のとおり改定することが適当であるとされております。

なお、表にありますように、改定により生じる実際の額が記載されておりますが、1食当たりの改定額は50円から60円とおよそ2割程度の増額となり、月額では850円から1,010円の増額となるものであります。

次に、2の付帯意見としまして、児童・生徒達が学校給食を通じて心身の成長をするために、食の大切さを学ぶことやマナーを身につけることなどの食育の充実をより一層推進することとされております。

次に、3の改定時期につきましては、昨今の物価高騰を受け、現状の給食費単価のままでは令和6年度において学校給食の維持が困難であることなどを踏まえ、令和7年1月1日から改定することが適当であるとされています。

最後に、4のその他としまして、今回の諮問に対する運営委員会の検討経過が記載されております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

御質疑があれば御発言をお願いします。

では、少し分かりやすく、現行の給食費から最低16%以上の改定が必要となりますとありますが、この16%以上が、今後の物価のことなどを考えてのことなのか、その辺りも詳細に説明をしていただいてもよろしいでしょうか。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 給食費の改定の関係で、今16%という数字が出てきましたけれども、この16%はどういうことかといいますと、令和6年度、今年度あらゆる食材の価格が高騰しているということは皆さんも御承知かと思います。特にお米などにおいては市場価格が昨年度水準2倍程度になっているという状況もありま

すけれども、学校給食では米以外にも、例えば野菜や肉、魚、あるいは調味料なども使用します。今年度におきましては、既にどのくらい高騰してきたかという実績を基に、今年度どこまで高騰するか推計しまして、米はもう2倍ですけれどもそれ以外のものは、調味料や肉、魚、野菜など全体を平均しますと大体9%ぐらいかと考えました。では、令和7年度どうなりそうかというところは、我々も動向を注視しているところですけれども、現時点では米はそこまで2倍程度にはならないだろうと見込みまして、全体の平均を7%程度と見込みました。その16%という数字は、令和6年度及び令和7年度の物価高騰の推計によるものです。

実際には、10円未満を繰り上げたことにより、価格の改定額としては2割弱の数字をこの1月から改定させていただくことになります。2割上げると給食はどうなりますかというところが、皆さん一番気になるところかと思います。給食費を改定してよく聞かれるのが、1皿増えますかということを聞かれるのですけれども、給食が1皿増えることはありません。お皿も足りませんし、1品増やすとなりますが午前中の限られた時間の中で6,400食を作らないといけませんので、調理時間が間に合いません。今、学校給食では1日5校ずつ3献立を作っていますので、それぞれのコースで1品ずつ増やしますと3品増やすなければいけないため、これは調理時間の問題で、限られた時間の中で提供するとなると1品増えることはありません。ただ、給食費は改定しますので、今の品数で質を向上させることになるかと思います。

大きく分けるポイントとしては3つあります。1つは、これまでも提供していましたけれども、季節の食材や果物です。夏はスイカやメロン、季節によって果物は違いますけれども、秋だと栗御飯のように、季節に応じた食材や果物を提供できる回数が確実に増えるということが、1点目になります。

2点目は、これまで毎日牛乳を出していたのですけれども、子供たちのお楽しみの飲み物として、例えば、コーヒー牛乳やヨーグルト飲料など、価格の問題で提供できなかったものにチャレンジすることができます。

3点目は、なかなか視覚的には見えてこないところですが、例えば、肉や魚を選ぶにしても、毎回1つの肉で3品から5品の価格帯が違う同一部位のものを取り寄せて、どれにするのか選ぶのですが、これまででは残念ながら最低価格のものを選ばざるを得なかったのですが、これからは中価格帯以上のものを選べる状況

になります。高ければよいというものではないと思いますが、価格が上がることによって、よりよいものを選べる機会が増えるという状況になります。

価格改定については以上です。よろしくお願ひいたします。

○岡田教育長 ありがとうございました。

いかがでしょうか。

藤宮委員。

○藤宮委員 未回収の給食費の処理はどうなるのでしょうか。

○岡田教育長 加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 給食費の滞納した分についてということかと受け止めさせていただきます。1月以降は無償化になりますので滞納分が生じるということはありませんけれども、それよりも前のものはずっと残ります。我々職員のほうで過去のものはお支払いいただけるようにを進めていくことになります。

以上でございます。

○岡田教育長 ほかにはいかがですか。

岩田委員。

○岩田委員 1月から給食が無償化になるということで、たしか以前にお聞きしたときに、8分の7が都で8分の1が市ということでしたけれども、この改定後の給食費でそのような計算で補助がされるということでしょうか。

○岡田教育長 加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 東京都の補助金の活用状況の御質問かと受け止めさせていただきました。

東京都は、制度を拡大しまして、8分の7を補助して、各自治体が8分の1を補助するということになっております。当市においても学校給食費無償化に当たっては東京都の補助を活用させていただいて、実際の負担額は8分の1という状況になっています。今年度で申し上げますと、3か月間を無償化するに当たって必要な市の財源は、給食費の改定前の額で1,100万円程度の財源が必要です。改定後は給食費を2割程度上げますので、1,300万円ぐらいが市の財源負担として必要になってまいります。次年度以降、もし、仮に継続すると年額に対して8分の1は市の持ち出し分になりますので、東京都が補助制度拡大しない限り、あるいは国において無償化が進まない限り、市が一定程度の財源を補完するというこ

とになります。

以上でございます。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 少し補足をさせていただきますと、先ほど補正予算等の説明をさせていただいていますが、これはあくまでも改定前の数字での補正予算になっています。今回この答申を12月16日に頂いていますので、改定後の給食費の対応につきましては、今後また2月の末に第1回市議会定例会がありますので、そこで改めて補正予算の対応をさせていただくとともに、改定後の今年度3か月分の対応につきましても、そちらで予算確保の対応をさせていただくという状況になっています。

以上でございます。

○岡田教育長 ほかにはいかがですか。

新庄委員。

○新庄委員 市から8分の1の部分の補助が1月1日から始まるということですが、この増えた分があるということは、ほかのところで何か調整をしていると想像するのですけれども、その増えた分はどのようにして捻出しているのか、今までなかったものを出さないといけないとなると、どこからどのような調整をされているのか伺います。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 少し専門的な部分になるかもしれません、まず8分の7につきましては、今年度、市の予算の組合せが少し複雑になっています。もともと令和5年度から繰越明許費として国の補助金を活用することになっておりましたが、これは、令和6年4月に給食費が上がることによる価格改定をさせていただくことになっていたため、その改定分に国の補助金を充て込むことで、保護者の負担は令和5年度以前の価格のまま維持できる形となっていました。

しかし、東京都の補助金が新たに設立されました。国の補助金分の倍の部分というのですか、その部分に東京都の補助金により2分の1の補助を充て込みましたが、その後、東京都は補助金の改定をしまして、全体の2分の1の部分に更に東京都市町村総合交付金というものを付け加えまして、そのようなものを活用して東京都は全体の8分の7までを補助するという形になります。今回の給食費の

改定も含めて、給食費全体の8分の7については、再度交付申請をして、お金を交付していただくような手続を今後進めてまいります。

また、市の持ち出し分として1,000万円強の数字があると課長から話がありましたが、今年度に関しては、国の補助金を充てまして、市の一般会計財源の部分は実際に負担しない形になるように、今細かい試算をさせていただいている状況です。ただし、来年度以降に関しては、1,000万円強はなかなか見込めないので、市の一般財源の8分の1の部分になりますので、様々なところの補助金等を活用できるように努力はさせていただくわけですけれども、今のところは最終的な判断には至っていないという状況です。

以上でございます。

○岡田教育長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

藤宮委員。

○藤宮委員 教職員の給食費の補助もあるのですか。

○岡田教育長 加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 今回の給食費無償化に当たりましては、児童・生徒の分のみになりますので、教職員分は実費負担になります。

以上です。

○岡田教育長 給食費は上がりますが、先生方は御自身でお支払いいただくという形になります。それでも小学校の先生方は340円、中学校の先生方は390円でお昼御飯をいただけるという形になります。

ほかにはいかがですか。

新庄委員、どうぞ。

○新庄委員 先ほどおっしゃっていた肉の質などが向上するというお話を聞いて大変うれしく思います。子供たちはお肉が出ると喜んでいるのですけれども、ペラペラで非常に薄いので、お肉に厚みが出たりするのかと思うと、大変よい報告ができそうであります。

○岡田教育長 加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 ありがとうございます。肉の厚みや大きさは、どこまで御期待に応えられるか分かりませんけれども、できる限り今よりもよいものを提供で

きるよう創意工夫してまいりたいと思います。

以上でございます。

○岡田教育長 今日は学校給食センター運営委員会から、食育の充実を一層推進していただきたいという付帯意見がついていますが、この辺りは何か御意見などはありますか。ほかはよろしいですか。

学校での給食の指導については、例えば185日あれば185回給食指導を行っていくことになり、給食の時間だけではなく、日頃から学級活動の中でも給食のことや食に関する学びというものを指導しているところですが、この機会を活用して食に関する学びをやはり充実させないとならないと私自身は思っておりまして、こちらの運営委員会からも御意見を頂いていますので、ぜひ力を入れていかなければと思っています。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 その食育を誰が指導するかということが課題になるかと思うのですけれども、本市の場合には、栄養士は給食センターに配置されているのでしょうか。ちなみに栄養教諭の方も配置されているのでしょうか。もし、分かれば教えてください。

○岡田教育長 加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 当市においては、学校での栄養教諭の配置はありません。給食センターに栄養士が複数人いるという状況です。学校の要望に応じて栄養士が学校であったり、時には地元の農家さんと連携したりしながら、給食はどのように作られているのかなど、食に対してのいわゆる食育というものを対応させていただいているところです。

以上でございます。

○岡田教育長 ほかにも担任の先生が給食指導をする中で食に関する指導の手引きがありますので、そのようなものを活用しながら食に関する年間の計画が各学校であると思いますので、それに従って指導していくことになるかと思います。教育指導課でも来年度の事業計画の中で、食育についても充実させていくというようなことも検討しているようですので、教育委員の皆様からも御意見等を頂きながら食に関して少し力を入れていけるように、また御指導いただければと思います。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

お諮りします。

第34号報告 学校給食についての答申について、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第6 第50号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則

○岡田教育長 日程第6、第50号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第50号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、先ほど御報告しました東大和市学校給食センター運営委員会からの学校給食について（答申）に基づく学校給食費の改定及び令和7年1月から実施する学校給食費の無償化に伴い所要の改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして議案資料の新旧対照表で御説明をさせていただきます。

新旧対照表の2ページを御覧ください。

初めに、第3条の給食費の基準月額についてであります。表に2つの金額を掲載していますが、左側が4月から翌年2月までの額、そして右側が3月分の額となっています。このたびの給食費の改定により、小学生の第1学年は、4,230円を5,080円に、4,200円を5,000円に改めます。第2学年は、4,370円を5,240円に、4,300円を5,200円に改めます。第3学年及び第4学年は、4,720円を5,590円に、4,640円を5,540円に改めます。第5学年及び第6学年並びに小学校教職員は、

5,070円を5,940円に、4,980円を5,880円に改めます。中学生並びに中学校教職員及び給食センターに勤務する職員は、5,550円を6,560円に、3月分の5,550円を6,550円に改めるものであります。

次に、3ページを御覧ください。

第5条は日割計算による給食費の額についてであります。第1号の小学生の第1学年及び第2学年は、250円を300円に、第2号の小学生の第3学年及び第4学年は、270円を320円に、第3号の小学生の第5学年及び第6学年並びに第4号の小学校教職員は、290円を340円に、第5号の中学生並びに第6号の中学校教職員及び給食センターに勤務する職員は、330円を390円に改めるものであります。

次に、5ページを御覧ください。

附則であります。第3項に給食費の納入特例として、令和7年1月以後の月分の児童又は生徒の保護者に係る給食費を無償化することに伴い、当分の間、児童又は生徒の保護者による納入を要しないものとする規定を新たに追加するものであります。

次に、6ページを御覧ください。

最後に、附則につきましては、施行日を令和7年1月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑などがあれば御発言をお願いします。

こちらは、先ほどの給食センター運営委員会からの答申の改定の額を規則の中に入れたものです。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 これに関してではないのですけれども、今後、給食が無償化になり保護者の方も払うことがないと、子供もどこでどのように給食費が捻出されているか全然分からぬ状況でただ食べているというか、やはりみんなの努力があって給食が食べられるということを子供たちにも感じてほしいと切に思いますので、金額が幾らなどという伝え方ではなくても、例えば、給食を作ってくださる方がいて、このようにしてできているなど、そういう方法でも子供たちに伝えてもらいたいと私は強く思います。

以上です。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 先ほど食育の部分で少し質疑があったかと思いますが、今お話があつた細かいお金の部分は別として、食育として地域の農家の方々の食材を使うなど、今後、給食食材についても地域を含め様々なところからの納入等を考えていかなければいけないということもあります。また、児童・生徒の方々が給食を残すことに対してどうなのかというところも、食べ切ればよいというわけではないことも重々承知はしていますけれども、食品ロスの問題やSDGsの問題などを児童・生徒の方々にどのようにして伝えていくかを加味しながら、今後の食育を進めてまいりたいと、このように考えています。

以上でございます。

○岡田教育長 市民の方の税金で子供たちは給食を食べるという形になりますので、私自身は基本的には子供たちに、税金で給食費は払われていますということは伝えてよいと思っています。さらに、市民の方が自分の出した税金で子供たちが給食を食べているということを考えたときに、やはり給食費が無償化になってよかったですと納得していただけるような子供たちの姿になっていることが望ましいと思っています。

先ほどの食育のお話でもありましたが、やはり学校教育の中での給食指導や子供たちの学びがないと単純に御飯を食べているというだけで終わってしまいます。

生産者や給食を作っている方への感謝の気持ちであったり、食事のマナーであったり、そういうことも含めて子供たちが食に関する学びを充実させているその姿に、市民の方が給食費を無償化にしたから子供たちは成長していると感じてもらえることが大切であると私は思っています。そのような指導を学校には推進していきたいと思っているところです。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

お諮りします。

第50号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第7 第51号議案 東大和市教育委員会都費負担会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

○岡田教育長 日程第7、第51号議案 東大和市教育委員会都費負担会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いします。

石田教育部参事。

○石田教育部参事 ただいま議題となりました第51号議案 東大和市教育委員会都費負担会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例が改正され、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が開始されたことから、所要の改正を行うものであります。それでは、内容につきまして、議案資料の新旧対照表で御説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

第1条についてでありますと、同条に規定する金額等の必要な事項を定めるものに、報酬、費用弁償、期末手当のほか、勤勉手当を追加するものであります。

次に、6ページを御覧ください。

第8条についてでありますと、一定の勤務時間数に満たない場合や退職した場合等に、勤勉手当の支給対象外職員とすることを新たに規定するものであります。

次に、第9条についてでありますと、勤勉手当の基礎額を新たに規定するものであります。

次に、第10条についてでありますと、勤勉手当の成績率を勤務成績により、割合の100分の150を超えない範囲内で教育長が定めるものと新たに規定するものであります。

次に、第11条についてでありますと、期末手当に加え、新たに勤勉手当の支給割合を追加するものであります。

次に、第12条についてでありますと、今回の改正に伴う条ずれであります。

次に、附則についてであります、本規則の施行日を公布日とするものであります。

本件につきましては、年度当初からの改正の必要性は認識しておりましたが、今年度においては支給対象者がいないことから、来年度に向けて改正を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑があれば御発言をお願いします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第51号議案 東大和市教育委員会都費負担会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第8 その他報告事項

○岡田教育長 日程第8、その他報告事項を行います。

報告事項（1）令和6年度東大和市学校給食費負担軽減助成金交付要綱（案）について、本件の報告をお願いします。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 それでは、令和6年度東大和市学校給食費負担軽減助成金交付要綱（案）について御報告申し上げます。

市では、子ども・子育て支援施策の推進のため、令和7年1月から児童・生徒の学校給食費の無償化を実施することから、本要項の改正を行うものであります。それでは、内容につきまして資料の新旧対照表で御説明をさせていただきます。

まず1ページを御覧ください。

第1条は、目的についてでありますけれども、東京都公立学校給食費負担軽減事業を東京都公立学校給食費負担軽減事業等に改め、「（以下「都補助金」とい

う。）」を削るものであります。

第2条は、負担軽減助成金の性質についてであります、「ものであり、その額は、学校給食食材料費高騰対応助成金の額を超えないものとする」を削るものであります。

続いて、2ページをお開きください。

第6条は、負担軽減助成金の交付についてであります、第1項の「負担軽減助成金を2回」を「負担軽減助成金を原則2回」、そして、第2項の「なお、前条第3項に規定する変更申請により額が決定された場合は、第2回目の交付に併せて、変更の交付決定をするものとする。」を「ただし、前条第3項に規定する変更申請により額が変更決定された場合、交付決定を受けた者は負担軽減助成金の変更交付決定額を上限とし、前項の規定に関わらず、追加で交付申請をすることができる。」に改めるものであります。

続いて、1枚おめくりいただきまして3ページを御覧ください。

附則についてであります、施行日を令和7年1月1日とするものであります。

次に、別表であります、表中の（1）の小学校低学年の40円を260円に、（2）の小学校中学年の44円を276円に、（3）の小学校高学年の45円を295円に、（4）の中学校の58円を中学生の332円に改めるものであります。

以上であります。よろしくお願ひします。

○岡田教育長 少し難しいですか。簡単にお願いします。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 まずこの要綱は、東京都の2分の1補助の交付金を給食会計に充当するためにつくった要綱です。その後、東京都は2分の1から8分の7に補助制度を拡大しました。その8分の7の詳細としましては、もともとの2分の1の補助が8分の4になり、残りに8分の3がありますが、その8分の4の財源と8分の3の財源を分けてきました。東京都は、それぞれ別の財布からお金を出すという制度設計にしてきました。

もともと当市では、保護者の負担軽減のために2分の1の補助事業を活用していましたが、その2分の1の補助事業を活用した場合には、補助金の交付は2回行うというものが年度当初あります、これがそのまま残っています。なぜ交付の回数を原則2回としたかといいますと、残りの8分の3は恐らく1回の交付な

のですが、何回交付されるかというのは現時点では示されていませんので、その辺りを見込んで原則2回という改正になっています。

要するに、東京都が補助制度を拡大しましたが、東京都の補助財源の出どころが違うことから、どの財源から来ても8分の7の補助を受けられるように、この要綱を改正させていただいたという内容でございます。

最後のところの別表の金額を変えたところについては、もともと東京都の2分の1の補助を活用して、もともとあった40円、44円、45円、58円という額を負担軽減させていただいているわけですけれども、今後は無償化になることにより、その額を引き上げた状況となっています。ただ、引き上げた後のそれぞれの学年区分ごとに、40円、44円、45円、58円が足りない状況にこの表上は見えますけれども、その残りの額については、国の交付金によってもともと東京都の定めていた額で補助しますので、最終的には改正した後の額が賄われるという仕組みになっています。複雑なお金の入り繰りのところはありますし、このような改正になっています。

以上でございます。

○岡田教育長 報告が終わりました。この計算はかなり複雑でありまして、学校給食センターの方々も非常に苦労しました。

御質疑があれば御発言をお願いします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

報告事項（2）令和6年度東大和市食物アレルギー等学校給食費代替費補助金交付要綱（案）について、本件の報告をお願いします。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 それでは、令和6年度東大和市食物アレルギー等学校給食費代替費補助金交付要綱（案）につきまして、内容の御報告を申し上げます。

アレルギー等の理由により、学校給食の代わりに弁当を持参する児童・生徒の保護者に対し、学校給食費相当分を助成するため、新たに本要項を設定するものであります。

それでは、内容につきまして、交付要綱（案）に基づき御説明をさせていただきます。

初めに、第1条は趣旨の規定で、アレルギー等の理由により、学校給食の代わりに弁当を持参する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するとともに、学校給食費の無償化により給食の提供を受ける保護者との公平を図るためとするものです。

次に、第2条は定義の規定で、本要項に規定する必要な要綱を定めるものであります。

次に、第3条は補助対象者の規定で、市内小・中学校に在籍する校長が弁当対応を行うことを認めた児童生徒の保護者のうち、学校給食費を滞納していない者と定めるものであります。

次に、第4条は補助金額の規定で、東大和市学校給食センター給食費に関する規則に規定する1食当たりの基準額に、弁当対応を行った回数を乗じて得た金額とするものであります。

次に、第5条は交付申請等の規定で、保護者が補助金の交付を受ける場合に必要な手続を定めるものであります。

次に、第6条は交付対象者の決定及び通知の規定で、市長は、補助金の交付又は不交付の決定を行い、その旨を申請者に通知することを定めるものであります。

次に、第7条は変更の届出の規定で、交付対象者の決定を受けた者が内容に変更があった場合は、児童生徒が在籍する学校長を通じて変更届を市長に提出することを定めるものであります。

次に、第8条は、実績報告の規定で、交付対象者の決定を受けた児童生徒が在籍する学校長は、弁当対応の実績に係る報告書を期日までに市長に提出するなどを定めるものであります。

次に、第9条は補助金交付額の決定の規定で、市長は、第8条の実績報告に基づき補助金交付額を決定し、交付対象者に通知することを定めるものであります。

次に、第10条は補助金の請求の規定で、交付決定の通知を受けた者は、請求書により市長に補助金の交付を請求しなければならないと定めるものであります。

次に、第11条は補助金の交付の規定で、第10条の規定により請求を受けたときは、市長は速やかに補助金を交付すると定めるものであります。

次に、第12条は交付対象者決定又は交付決定の取消し及び返還の規定で、市長は、交付対象者の決定又は交付決定を受けた者が第1号から第3号に該当する場

合は、決定の全部又は一部を取り消すことができるとするものであります。

次に、第13条は雑則の規定で、本要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるとしたものであります。

次に、附則でありますが、施行日を令和7年1月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○岡田教育長 報告が終わりました。御質疑があれば御発言をお願いします。

こちらは新しい要項です。食物アレルギーをお持ちでお弁当を学校に持ってきているという子への給食費分をお支払いしますというものです。

加藤課長、こちらのアレルギー対応としてお弁当を持参する子に対する東京都の補助の関係も説明をしていただけますか。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 このアレルギー等給食費代替補助の関係ですけれども、こちらも東京都の8分の7補助の対象になります。現在の見込みでは、児童3名ほどが対象になっていまして、アレルギー等の理由で全く給食が食べられないお子さんが3人ほどいるという状況です。

アレルギーの関係を少し補足しますと、給食センターではアレルギーの除去食や代替食などという対応をさせていただいているが、そちらが児童・生徒合わせて110人ぐらいいらっしゃいます。それでもなお給食をまったく食べられないというお子さんが、今、児童で3名ほどいるというような状況になっています。

また、アレルギー等となっていますけれども、現在の想定ではこの等に含まれるものは、宗教上の理由で食べられないというお子さんも想定しています。ただし、当市においては現時点ではそのようなお子さんはいないという状況です。

以上です。

○岡田教育長 東京都の補助対象にはなるというところでよろしいですね。

ほかはよろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

報告事項（3）公民館におけるWi-Fiを活用した事業の展開と子どもの居場所づくりについて（答申）、本件の報告をお願いします。

伊藤中央公民館長。

○伊藤中央公民館長 それでは、公民館におけるWi-Fiを活用した事業の展開と子どもの居場所づくりについて（答申）、こちらについて御報告を申し上げます。

資料のその他報告（3）を御覧ください。去る令和6年11月30日に、東大和市立公民館運営審議会会長から中央公民館長宛てに、公民館におけるWi-Fiを活用した事業の展開と子どもの居場所づくりについての答申を頂きましたので御報告申し上げます。

まず答申書を頂くに当たりまして、経過を御説明します。参考に添付をしています資料の最後のページです。6枚ほどめくっていただきますと、右上に大教教公発第3号という、諮問書がありますが、こちらを御覧ください。

令和6年5月9日に、私、中央公民館長から東大和市立公民館運営審議会会長宛てに、公民館におけるWi-Fiを活用した事業の展開と子どもの居場所づくりについて、こちらの諮問を行いました。

この諮問書の文面にあるとおり、令和6年度に地区館へWi-Fi環境を整備することにより、全ての公民館でWi-Fi環境が整うといったことから、今後、東大和市の公民館としてWi-Fi環境を活用した事業について調査、審議をしていただきたいと考えました。

また、子どもの居場所づくりに関し、近隣市の公民館でも取り組んでいる事例があることなどから、当市の公民館でも展開できることがあるのではないかと考えまして、公民館運営審議会へ諮問を行いました。

以降、定例の公民館運営審議会におきまして、6回の審議を行い、11月30日に答申をいただいたところです。

資料を戻っていただきまして、一番最初のその他資料（3）の内容について御説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして1ページを御覧ください。

「はじめに」ということで、答申本文に入る前に、コロナ禍を経験した社会、とりわけ子供たちがこの間におかれた状況について主に記載をされています。

1ページの1番下の段落から2ページの中段にかけては、令和5年度の答申が記載されていて、今回は27期の答申なのですが、その前の令和5年度の26期のときに頂いたこちらの答申を振り返った上で、今回の答申について、2つのグループに分けて検討した旨が記載されています。

2ページの中段以降、1から3ページ上段の3までは、公民館におけるWi-Fiを活用した事業の展開に関するです。3ページの1から4ページの5までが、子どもの居場所づくりに関する内容ということになっています。

最後に、4ページ中段に「おわりに」としまして、公民館における役割や期待が記載されています。

公民館としましては、頂いた答申を基に、実施できるものから今後の公民館の運営に取り入れていきたいと考えています。

以上です。よろしくお願ひします。

○岡田教育長 報告が終わりました。御質疑がありましたら御発言をお願いします。

今現在、子供たちはWi-Fiを活用してどのような取組がされているかなど何か事例はありますか。

伊藤中央公民館長。

○伊藤中央公民館長 中央公民館での様子なのですが、子供たちが窓口に来てWi-Fiのパスワードを聞きに来てくれます。その中で自主学習といいますか、1階のかなり大きなスペースにテーブルがあり、10人くらい座れるところがあるのですが、最近そこに夕方になるとお子さんが集まりはじめて勉強をしています。面白いのが、そのほかの空いているスペースでは、大人たちもチラシを作ったり印刷をしたりと、それぞれが活用されています。また、2階のスペースでもやはり勉強に利用しているお子さんがいらっしゃいます。

一方では、ゲームをしているお子さんもやや見受けられる状況ではありますが、このWi-Fi等を入れたことによって、中央公民館だけではなくほかの館でも少しずつではありますけれども、お子さんの顔が随分見えてきたという印象があり、職員の間でも話が出ています。

以上です。

○岡田教育長 ありがとうございます。

いかがですか。

この答申を受けて、公民館では今後の取り組む内容等を検討しながら新たな取組を展開します。子供たちがWi-Fiを活用して集まったり、そこが居場所になったりするような活動を考えて、また計画していくという理解でよろしいですか。

伊藤中央公民館長。

○伊藤中央公民館長 教育長がおっしゃったとおりで、お子さんをターゲットにしながら今中央公民館を中心にレイアウトなども少しずつ変えていきます。それにより、実はお子さんだけではなく大人の方も結構利用されているという部分もありますので、この答申を頂いたことをきっかけにしながら、これから事業展開など公民館の運営を進めていきたいと思っています。

以上です。

○岡田教育長 ありがとうございます。

では、かなり量もありますのでまた後ほど御覧いただいて、何か御意見等がありましたら伊藤館長のほうへお知らせしていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

では、質疑を終了します。

◎閉会の辞

○岡田教育長 以上をもちまして、本日予定していました議事日程は全て終了しました。

これをもって、令和6年第12回東大和市教育委員会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 3時24分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長

会議録署名委員